

平成 18 年 5 月 30 日（制定）

平成 21 年 9 月 29 日（一部改正）

佐藤工業の業務の適正を確保するための体制整備の基本方針

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は重要な業務執行の決定を行うとともに、取締役の職務の執行について報告を受け、その監督を行う。

監査役は社外監査役を含めて監査役会を組織し、取締役の職務の執行を監査する。

執行役員は、取締役会で決定した会社の方針及び社長の指示に基づき、担当業務の執行に当たる。

事業執行上の重要事項については、取締役会とは別に、社長・常勤の取締役・総合企画室長・本部長で構成する事業執行会議において詳細な審議を行う。

コンプライアンス委員会を中心とする本社・支店の連携体制によって、法令順守に関する施策を全社統一して実施、徹底するとともに、内部通報制度の利用促進によって法令違反事案の早期発見・是正を図る。

重要個別業務の実施については、稟議書により、経営者層及びコンプライアンス委員会の各委員（本部長）等の回議を経たうえで社長、または本部長が決裁する。

全役職員の行動点検の基準として制定している「佐藤工業企業行動規範」を繰返し周知徹底することを含め、階層別・職種別のコンプライアンス研修を継続実施する。

独立した内部監査部門の設置を検討する。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

建設工事に関する与信・損益・事故等のリスクについては、土木・建築各事業本部において、工事受注時・施工時・引渡時・瑕疵期間中、各々の業務執行ごとに規程に従った管理を行い、総合企画室・管理本部、及び安全環境部が受注審査委員会やパトロール等により検証を行う。

海外事業におけるリスクについても、毎月開催している海外事業リスク管理委員会等により、上記に準じた管理を行う。

その他のリスクについては、毎年 2 回実施する業務改善監査等により早期発見に努め、関係部署において是正措置を講じる。

大規模自然災害や重大事故の発生等の際における連絡・情報システムバックアップ体制、並びにその後の危機管理体制を整備する。

想定されるリスク全般につき再度洗い出し・層別化を行い、対応する各規程との関係を整備する。その際、必要に応じて規程の制定・改正を行う。

3. 取締役及び使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、計算書類、取締役会議事録、会計帳簿等の法定文書については、備置や閲覧・謄写等について法令に従った基準を定めて担当部署において保存・管理する。

稟議書、工事受注決裁申請書等の法定外の重要文書については、各管理規程に従い、担当部署において迅速な検索・閲覧が可能な状態で保存・管理する。

文書その他の情報の保存・管理に際しては、機密事項や個人情報漏洩することのないよう、各担当部署において万全の措置を取る。

4. 取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

土木・建築各事業本部ごとに、営業・施工の一貫した事業展開並びに戦略的な経営資源の配分を行う。

職務権限規程により、職務分掌・指揮命令関係を合理化するとともに、組織管理規程により、職務執行が組織的に運営されるよう本支店・各部署の業務組織を明確にする。

会社の業務執行の迅速かつ適正な決定に資するため、部長会議を毎週開催し、重要案件の協議を行う。

全社的な連携を確保する総合的な電子情報伝達・処理システムを構築する。

5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の管理については、役員を派遣し、毎月開催する関係部署連絡会において経営・業務執行状況を確認するとともに、規程によって報告・調査・指導等の体制を定める。

また、子会社の重要案件は、稟議書により当社担当役員が決裁を行うものとする。

子会社役員等を対象に、コンプライアンス等に関する研修を継続実施する。

利益相反事項については、各会社の取締役会において法令に従った決議を行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役から求めがあった場合直ちに対応できるよう、員数・監査役による指名・関連部署との協議などの選任手続等を定める規程を整備する。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号の規程等を定めるに際しては、当該使用人は取締役の指揮・命令に服さずにその人事考課には監査役が関与するものとし、また、その選・解任や異動には監査役の同意を要するものとする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告する。

業務改善監査・リスク管理・法務・コンプライアンスを担当する各取締役及び使用人は、当該職務執行上重要と判断される事項について監査役に報告しなければならない。

また、内部通報制度による通報があった場合、当該事項について速やかに監査役に報告する。

取締役及び使用人は、監査役から職務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。

9. その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、社長と可能な限り会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行い、意思の疎通を図る。

監査役は、会計監査人による監査と監査役監査の連携を図るため、会計監査人と適宜会合を持ち、意見及び情報交換を行うとともに、必要に応じて報告を求める。

監査役は、業務改善監査担当部署と連携を図り、必要があると認めるときは、業務改善監査の結果について関係取締役及び使用人に対して改善策を求める。

以上